

# 藤沢市津波避難計画

藤沢市

作成	2014年（平成26年）9月
修正	2019年（平成31年）3月
修正	2023年（令和5年）3月

# 目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 地域ごとの津波避難計画との関係	1
3 計画の修正	1
4 用語の意味	1
第2章 避難対象地域の指定等	4
1 想定津波	4
2 津波発生時の避難のあり方	4
3 津波災害警戒区域の指定	6
4 避難対象地域の指定	6
5 長距離避難が必要な地域の検討	7
6 津波避難施設等、津波避難路等の指定・設定	8
第3章 市職員の初動体制	11
第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保	12
第5章 津波情報等の収集・伝達	13
1 津波情報等の収集	13
2 津波情報等の伝達	13
第6章 避難指示の発令	15
第7章 津波防災に関する教育・啓発	16
第8章 津波対策訓練	17
第9章 個別に対策する事項	18
1 観光客、海岸利用者等の避難対策	18
2 江の島における避難対策	18
3 避難行動要支援者の避難対策	19
4 要配慮者利用施設における避難対策	20
5 防災関係機関の協力	20
6 近地津波と遠地津波	20
7 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の当面の配備体制等について	20
第10章 総合的な津波対策の推進	22

## 第1章 総則

### 1 目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて約2万人という甚大な被害をもたらした。相模湾に面し、大正関東地震などによる津波を経験し、そして更に大きな津波災害の発生も懸念されている本市では、東日本大震災によって得られた教訓や知見を生かし、津波による犠牲者を減らすよう取り組んでいく必要がある。

この計画は、津波対策の推進に関する法律、防災基本計画及び藤沢市地域防災計画等に基づき、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難先、避難路など、市民等（市民及び観光客、海岸利用者その他の滞在者をいう。以下同じ。）の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項等について定め、市民等の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。

なお、指定避難所における被災者支援や津波対策のための施設整備などの総合的な対策に関しては藤沢市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）各論Ⅰ第2部第4章（津波災害予防の推進）、第3部第6章（避難対策計画）及び第4部第21章（津波対策）に詳細がまとめられていることから、この計画については、津波から命を守るため早く避難するにはどうすべきかといった観点に重点をおくこととする。

また、この取組による、SDGsゴール11「住み続けられるまちづくりを」とSDGsゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成への寄与も目的とする。



### 2 地域ごとの津波避難計画との関係

自治会・町内会及び自主防災組織が、津波からの避難をより具体的かつ実行可能なものとするために、地域ごとの津波避難計画を作成しようとするときは、市は、必要な情報、知識等の提供やワークショップ参加の呼びかけなどを行い、市民が主体的に取り組むことができるよう支援するものとする。

また、市は、この計画を実効性のあるものとするため、自治会・町内会及び自主防災組織が作成する地域ごとの津波避難計画との整合を図るものとする。

### 3 計画の修正

市は、津波避難訓練で明らかになった課題、津波防災対策の実施状況、社会条件の変化等を踏まえ、毎年地域防災計画と合わせてこの計画に検討を加え、必要に応じて、これを修正するものとする。

#### 4 用語の意味

この計画において用いる用語の意味等は、次のとおりとする。

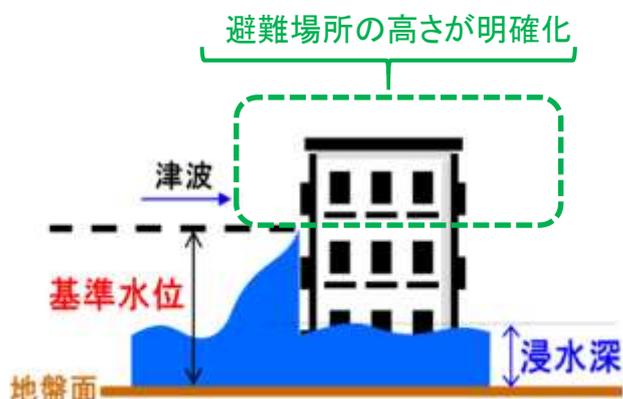
##### (1) 津波災害警戒区域

最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を、津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、住民等が津波から円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するための区域。津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県知事が指定することができる。

藤沢市は神奈川県から令和3年3月に指定を受け、指定区域は平成27年に神奈川県が公表した津波浸水想定区域の範囲と同じである。

##### (2) 基準水位

津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せり上がり）を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位。津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定に伴い、県知事が公示を行うもの。



##### (3) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域として、津波災害警戒区域に基づき、市が指定するものをいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波災害警戒区域よりも広い範囲で指定することとする。

##### (4) 津波避難路

津波から避難するための主な道路であって、市が指定するものをいう。

##### (5) 津波避難経路

津波から避難する場合の経路であって、自治会・町内会、自主防災組織、市民等が自ら設定するものをいう。

##### (6) 指定緊急避難場所（津波）

津波等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所をいう。

##### (7) 津波一時避難場所

津波の衝撃や浸水から身を守るため、津波の影響を受けるおそれのある区域内から、

市民等が一時的又は緊急に避難するための高台であって、市が指定するものをいう。

(8) 津波避難ビル

津波の衝撃や浸水から身を守るため、津波の影響を受けるおそれのある区域内から、市民等が一時的又は緊急に避難するための建築物であって、市が指定するものをいう。

(9) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転するまでの間など、比較的長期にわたって、避難生活を送るための施設（主に学校等の公共施設）であって、市が指定するものをいう。

(10) 地域ごとの津波避難マップ

津波災害警戒区域内の自治会・町内会ごとに設定した津波避難経路や津波避難ビル等の避難場所を示したマップを作成している

(11) 避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、防災上の配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）において、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を記載した計画であり、津波災害警戒区域内に立地し、かつ地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等（社会福祉施設、医療施設、学校等）に作成が義務付けられている。

(12) 津波フラッグ

大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）が発表されたことを知らせる旗をいう。聴覚に障がいのある方や、波音や風で音が聞き取りにくい海浜利用者にも津波警報等の発表を知らせることが可能である。

藤沢市では令和3年6月から海水浴場等で「津波フラッグ」による視覚的伝達を行っている。

## 第2章 避難対象地域の指定等

### 1 想定津波

神奈川県津波浸水想定検討部会が平成 27 年 3 月に公表した「津波浸水予測図」に基づき、市に最大クラスの津波被害をもたらす地震として、次のとおり、「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を想定する。

想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）
震源域	相模トラフ
規模	マグニチュード 8.7
震度	全県で震度 7
発生確率	30 年以内ほぼ 0% (2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔)
本市への第 1 波の到達時間	6 分
最大津波高さ	11.5m (到達時間 12 分)
最大津波面積	4.7 km <sup>2</sup>
特徴	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。

この津波の市沿岸での最大津波高さや最大津波到達時間が示されているのは、湘南港海岸、片瀬漁港海岸、藤沢海岸の 3 地点であり、それぞれ次のとおりである。

	最大津波高さ	最大津波到達時間
ア 湘南港海岸	11.5m	12 分
イ 片瀬漁港海岸	7.9m	11 分
ウ 藤沢海岸※	8.8m	8 分

※茅ヶ崎市境から片瀬漁港海岸西側まで（平成 27 年 3 月神奈川県津波浸水予測図より）

【参考】資料 1 想定地震の概要

資料 4 津波到達予想時間一覧

### 2 津波発生時の避難のあり方

津波災害に対する応急対策の基本は、津波警報等を一刻も早く捉え、一刻も早く避難対象地域の外へ避難することである。避難対象地域の外への避難が困難な場合は、避難対象地域内の指定緊急避難場所（津波）・津波一時避難場所・津波避難ビル（以下「津波避難施設等」という。）に避難する。

特に、近海で発生した地震に伴う津波の場合は、津波警報等の発表以前に津波が来襲することも想定される。このことから、津波発生により、避難が必要な状況が発生した場合の避難のあり方を次に示す。

#### (1) 避難指示又は自主避難

近海で発生した地震に伴う津波は、市長の避難指示発令前に来襲する可能性もあるので、

「地震＝津波→避難」を基本に、自主避難を行う。

(2) 津波避難施設等への避難

津波災害から一時的に市民の生命を守るため市が指定する津波避難施設等に避難する。

(3) 津波警報等の解除

津波は第1波よりも第2波・第3波の方が高い場合があるため、大津波警報・津波警報（海岸付近にあっては津波注意報）が解除されるまで避難行動を継続する。

市は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき、避難指示の解除を行う。ただし、浸水被害があった区域については、状況に応じて判断する。

(4) 地震に関する避難指示（又は自主避難）

（地震災害と津波災害とが短時間のうちに発生した場合）

地震の余震に伴う災害リスクよりも、津波の第2波以降の災害リスクが高いと考えられることから、津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り津波警報が解除されるまでは移動しないことを原則とする。

(5) 避難者の帰宅

津波警報等が解除された後、地震災害が発生せず、かつ、津波による自宅の被害を免れた市民は、それぞれの自宅に帰宅する。

(6) 指定避難所への避難

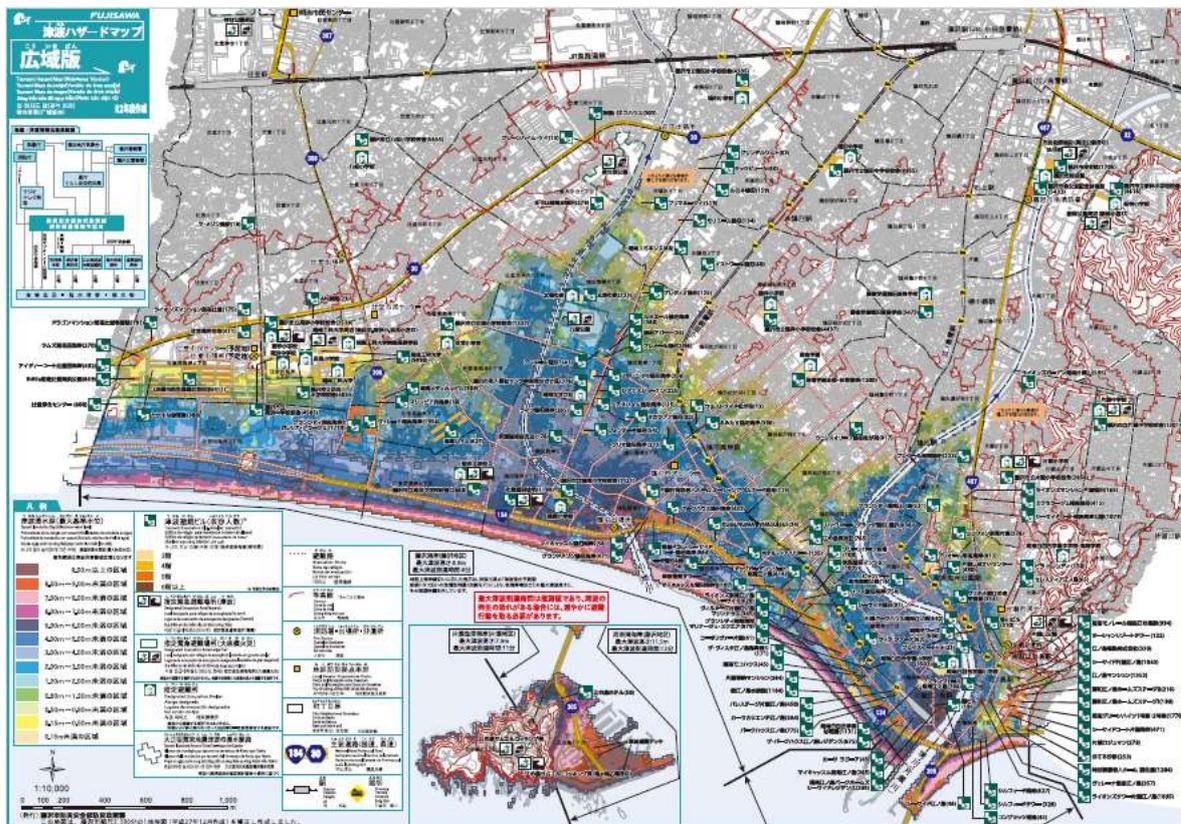
津波警報等が解除された後、地震、津波等で住宅をなくした市民は、市が指定する指定避難所で生活を送る。

(7) 仮設住宅への移行

指定避難所開設の後、応急仮設住宅が建設されたときは、被災者は応急仮設住宅での生活に移行する。

### 3 津波災害警戒区域の指定

神奈川県が想定した最大クラスの津波をもたらすとされる5つの地震の津波浸水予測図に基づき、「浸水域」と「基準水位」を示した津波災害警戒区域は、次のとおりである。



【参考】資料2 津波ハザードマップ（令和2年度作成）

上記指定に伴い、地域ごとの津波避難マップは、令和5年3月に改訂。

### 4 避難対象地域の指定

相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）による津波浸水想定区域に基づき、自治会・町内会又は自主防災組織の区域等の地域の状況を勘案し、次のとおり避難対象地域を指定する。

地区名	避難対象地域
片瀬	江の島1及び2丁目、片瀬海岸1～3丁目まで、片瀬2～5丁目まで
鵜沼	鵜沼松が岡1～5丁目まで、鵜沼藤が谷2及び3丁目、鵜沼海岸1～7丁目まで、本鵜沼3及び4丁目
辻堂	辻堂6丁目、辻堂太平台1及び2丁目、辻堂東海岸1～4丁目まで、辻堂西海岸1～3丁目まで

ただし、この指定にかかわらず、地域ごとの津波避難計画においては、より詳細に避難対象地域を決定することができるものとする。

【参考】資料3 避難対象地域一覧

## 5 長距離避難が必要な地域の検討

### (1) 津波到達予想時間の設定

長距離避難が必要な地域の検討にあたり設定する津波の到達予想時間については、海岸部に到達する最短の時間とすることが適当であることから、原則として最大津波到達時間が一番早い藤沢海岸の8分を採用する。

ただし、地域ごとの津波避難計画においては、第1波の津波や、最大津波高さは想定津波よりも低いものの、到達時間の早い元禄関東地震等で浸水が想定される地域において、早めの津波到達予想時間を設定するなど、地域の特性等を勘案した上で、津波到達予想時間を個別に設定することができる。

【参考】資料4 津波到達予想時間一覧

資料5 想定津波の水位変動及び津波到達時間

資料6 地震ごとの最大津波高さ及び最大波到達時間

### (2) 避難距離の目安

避難距離は、次式により求める。

$$(\text{避難距離}) = (\text{歩行速度}) \times \{(\text{津波到達予想時間}) - (\text{避難開始時間})\}$$

ここで、次のとおり、歩行速度を1.0m/秒とし、避難開始時間として3分を採用すると、避難距離は、概ね直線で300mが目安となる。

#### ア 歩行速度

歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。なお、地域の地形やその人の状況によっては、更に歩行速度が低下すると見込まれることから、自治会・町内会及び自主防災組織が地域ごとの津波避難計画を作成する場合や、市民等が自らの避難経路等を検討する場合は、このことを踏まえ、実際に歩いてみた結果を考慮する必要がある。

#### イ 避難開始時間

東日本大震災の規模はマグニチュード9.0と非常に大きく、巨大な断層がずれ動く時間も長かったと考えられ、各地で地震の揺れは長く続いた。気象庁の調査によると、震度4以上の揺れを約2分から約3分程度観測している。また、避難開始までに要する時間については、「市町村における津波避難計画策定指針（消防庁）」において、地域の実情に応じて地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定されている。これらを考慮し、避難開始時間は原則として3分を採用する。ただし、地域ごとの津波避難計画において、地域の特性等を勘案した上で、避難開始時間を個別に設定することができる。

【参考】資料7 避難速度及び避難開始時間の目安

### (3) 長距離避難が必要な地域における対応

#### ア 長距離避難が必要な地域

避難距離の目安（約 300m）に鑑みると、次に掲げる地域は、避難対象地域の外への避難に当たって比較的長距離の移動が必要であると考えられる。

地区	長距離避難が必要な地域
片瀬	片瀬海岸 1 丁目の一部（※） 片瀬海岸 2 丁目及び 3 丁目 片瀬 4 丁目、5 丁目の一部（※）
鵜沼	鵜沼海岸 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目 鵜沼海岸 6 丁目、7 丁目の一部（※） 鵜沼松が岡 1 丁目から 4 丁目の一部（※）
辻堂	辻堂西海岸 1 丁目の一部（※）、辻堂西海岸 3 丁目 辻堂東海岸 1 丁目から 2 丁目までの一部（※） 辻堂東海岸 3 丁目、4 丁目 辻堂太平台 1 丁目の一部（※）

※「～の一部」については、資料編 資料 8 参照

これらの地域の避難者は、必ずしも避難対象地域の外ではなく、近隣の津波避難ビル等を目指すなど、状況に応じた避難先の判断が求められる。なお、津波避難ビル等への避難に当たっては、階段・上り坂の昇降時間を考慮する必要がある（「津波避難ビル等に係るガイドライン」（津波避難ビル等に係るガイドライン検討会 平成 17 年 6 月）において、階段昇降速度（老人）は 0.21m/秒とされている。）。

#### イ 長距離避難が必要な地域における対応

市は、これらの地域の避難者が津波避難ビル等へ計画的に避難できるよう、避難対象地域内での避難先の確保を進める。ただし、地域ごとの津波避難計画において、地域の特性等を勘案した上で、避難先を個別に設定することができるものとする。

【参考】資料 8 長距離避難が必要な地域一覧

## 6 津波避難施設等、津波避難路等の指定・設定

市は、市民等一人ひとりが津波避難を円滑に行うために、津波避難施設等、津波避難路を指定し、その機能維持・向上に努める。

自治会・町内会及び自主防災組織は、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じた津波避難経路等を設定するものとする。

また、市は、地域ごとの津波避難計画において定められた津波避難経路等を市民等へ周知するものとする。

### (1) 津波避難施設等の指定

市は、津波の衝撃や浸水から身を守るため、津波の影響を受けるおそれのある区域内

から、一時的又は緊急に避難するための高台・建築物を津波避難施設等として指定する。なお、津波避難ビルについては、原則として「昭和 56 年に施行された建築基準法に基づく新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震性が確認されていること」、「RC 造（鉄筋コンクリート造）又は SRC 造（鉄骨鉄筋コンクリート造）であること」、「建築物等で基準水位よりも高い位置に避難場所が確保できること」等の要件を満たしているものを指定している。

本市の津波避難ビル指定区域は、JR 東海道線以南の区域を対象としていたものを見直し、原則として、避難対象地域を基に指定している。

また、長距離避難が必要な地域の中でも、近隣に津波避難施設等が無く、津波避難が困難な状況となる片瀬海岸 3 丁目の区域において、津波避難施設等を整備する取組を進めている。

【参考】資料 9 津波一時避難場所一覧

資料 11 指定緊急避難場所（津波）一覧

資料 12 津波避難ビル一覧（避難対象地域）

## （2）津波避難路の指定

市は、津波避難に関し備える必要のある機能性（幅員、方向性、他の津波避難路等との接続性）を踏まえ、円滑な避難を誘導するため主な道路を津波避難路として次のとおり指定する。指定に当たっては、原則として、4m 以上の幅員があること、避難対象地域の外へいち早く避難できること、津波避難路のネットワークを形成できること、橋りょうとの連結を考慮するものとする。

地区	津波避難路
片瀬	国道 134 号・467 号、市道片瀬 3 号線・6 号線・9 号線・20 号線・32 号線・37 号線・40 号線・41 号線・43 号線・71 号線・73 号線・74 号線・75 号線・77 号線・90 号線・205 号線・233 号線・250 号線・252 号線・255 号線・277 号線・285 号線・296 号線・300 号線・322 号線・395 号線・片瀬西浜橋通り線・竜口寺下通り線
鵜沼	国道 134 号、市道鵜沼海岸線・鵜沼 46 号線・124 号線・136 号線・149 号線・166 号線・171 号線・174 号線・180 号線・222 号線・225 号線・226 号線・229 号線・236 号線・244 号線・245 号線・254 号線・266 号線・280 号線・297 号線・306 号線・311 号線・313 号線・314 号線・328 号線・474 号線・486 号線・491 号線・528 号線・560 号線・鵜沼新道・鵜沼海岸駅前通り線
辻堂	国道 134 号、県道辻堂停車場辻堂線、市道湘洋中学校通り線・高根浜見山線・上鬮辻堂出口線・辻堂駅南海岸線

津波避難路として指定することによって、市は、津波避難路沿いの建築物の耐震化の促進、狭あい道路の解消、ブロック塀の安全確保のための対応を推進することが重要となる。

【参考】資料 13 津波避難路一覧図

### (3) 津波避難経路の設定

自治会・町内会及び自主防災組織は、次の事項に留意しながら、地域ごとの津波避難計画において、避難対象地域の外へ避難するため、津波避難経路を設定するものとする。

ア 崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少ないこと。

イ 原則として津波避難経路に橋りょうは含めないこと。

ウ 海岸・河川沿いの道路は、原則として津波避難経路としないこと。

エ 津波避難経路は、原則として津波の進行方向と同方向に避難するように設定すること。

オ 複数の迂回路を確保すること。

カ 必要に応じて、避難目標地点（とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点。避難対象地域の外に定め、必ずしも津波避難施設等と一致させる必要はない。）を設定すること。

また、市民等は、地域ごとの津波避難計画を基本に、自らの歩行速度及び避難開始時間を踏まえ、避難先や津波避難経路を日頃から検討するよう努めるものとする。

なお、津波避難経路等の検討に当たっては、避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した状況においては、敢えて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要であることにも留意するものとする。

### (4) 避難方法

避難方法は、原則として徒歩によるものとする。

なお、本市沿岸部のような幅員が狭い道路が多く、木造住宅の密度が高い住宅地において避難に当たって自動車、オートバイ、自転車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難が現実的ではない。

ア 家屋の倒壊、落下物等により道路が閉塞するおそれがあること。

イ 多くの避難者が自動車を利用した場合、渋滞や事故発生のおそれが高いこと。

ウ 自動車利用が徒歩による円滑な避難を妨げるおそれがあること。

エ 季節や時間帯によっては、既に渋滞が発生しているおそれがあること。

オ 停電により信号機が停止した場合、自動車による通行が困難になること。

しかしながら、例えば避難行動要支援者等が避難するためには地域の実情に応じた避難方法の在り方を検討せざるを得ないことから、市と自治会・町内会及び自主防災組織はお互いに協力するものとする。

### 第3章 市職員の初動体制

#### (1) 市の組織体制

市の組織体制は、地域防災計画序論第2部第1章第2節（災害対策本部組織の充実）のとおりとする。

#### (2) 配備体制

勤務時間外に津波警報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の市職員の配備体制については、地域防災計画序論第2部第1章第7節（職員の配備・動員）のとおりとする。

また、災害対策本部各指揮本部は、配備区分に応じた体制を事前に定め、速やかに自主的・自動的に参集し、応急対応が迅速に実施できる体制を確保しなければならない。

#### 第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防団員、警察官、自主防災組織の構成員、民生委員などの安全確保については、次の点に留意する。

- (1) 自らの命・家族の命を守ることが最も基本である。
- (2) 津波到達予想時間が迫り、退避を優先する必要がある場合は、市民等と一緒に率先して避難する。
- (3) 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、避難完了までの時間が限られている津波災害時には大きな問題であり、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、日頃から近所のつながりを大切にするほか、地域や行政においても自治会・町内会単位での支援の在り方を検討していく必要がある。
- (4) 市庁舎や地区防災拠点、消防署や消防団器具置場、防災行政無線の設置場所などの安全性の点検、移転を含めた安全対策を検討する。
- (5) 避難誘導を行う職員の情報共有手段及び安全管理資器材を確保する。

## 第5章 津波情報等の収集・伝達

### 1 津波情報等の収集

市は、気象庁が発表する津波警報・注意報、津波情報及び津波予報を県防災行政通信網、Jアラート（全国瞬時警報システム）、NHK、県警察、気象情報システム、ラジオ、衛星電話、インターネット等から収集する。

また、市は、高所カメラ等により津波の状況や被害の様相を把握するほか、大津波警報又は津波警報が発表されたときは、必要に応じ津波監視所で監視・警戒にあたる。

さらに、MCA 無線その他の通信設備を災害対策本部事務局及び地区防災拠点本部、指定避難所、防災関係機関等に設置し、地域からの情報を収集する。

【参考】資料 14 津波警報等の受理伝達系統

### 2 津波情報等の伝達

市は、次のとおり、収集した津波情報等を市民等に迅速かつ正確に伝達する。防災行政無線による情報伝達は有効であるが、屋外拡声子局は、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、多様な「情報提供ツール」を活用する。また、外国につながりのある人にも分かりやすく伝達する。

#### (1) 伝達内容の例

- ・津波警報等の発表（解除を含む。）
- ・津波到達の危険
- ・避難指示の発令（解除を含む。）
- ・津波到達予想時間
- ・津波到達予想地域
- ・実施すべき行動・対策
- ・満潮時間

#### (2) 伝達先

- ・津波の危険がある地域の市民（大津波警報及び津波警報の発表については、市内全域に知らせる。）
- ・避難対象地域の滞在者、通過者、漁業・港湾関係者等
- ・子ども・青少年関係施設（保育園、幼稚園、学校、児童クラブ等）の管理者

#### (3) 伝達時期

- ・地震直後（地震の発生、津波襲来の危険等の情報）
- ・津波発生前後（津波警報等、避難指示の情報）
- ・津波終息後（解除の情報）

#### (4) 情報提供ツールの例

- ・防災行政無線
- ・広報車その他の広報スピーカー

- 津波フラッグ（旗）、サイレン付き電光掲示板
- コミュニティFM（レディオ湘南）、ケーブルテレビ（ジェイコム湘南）
- 緊急速報メール
- メールマガジン
- インターネット（市ホームページ）
- スマートフォンアプリ
- Lアラート
- 防災ラジオ
- SNS（ツイッター等）

(5) 伝達手段の整備

市は、伝達手段の整備について、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達の仕組みの構築に努める。

【参考】資料 10 津波フラッグ掲出場所一覧

資料 15 津波警報等、津波情報、津波予報

## 第6章 避難指示の発令

### (1) 発令基準

避難指示の発令基準は、次のとおりとする。

ア 津波注意報を受信したときは、海の中や海岸付近にいる者に対して、直ちに避難指示を行う。

イ 津波警報又は大津波警報を受信したときは、片瀬地区、鵜沼地区及び辻堂地区の市民等に対して、直ちに避難指示を行う。

ウ 震度4以上の地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を行う。

エ 避難指示の解除は、原則として、津波警報等の解除の発表に基づき行う。

### (2) 伝達方法

市は、第5章2(4)に定める多様な情報提供ツールにより、避難指示に係る情報を市民等へ伝達する。

### (3) 発令内容

発令する内容には「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「対象地域」等を含め、分かりやすく避難を呼びかけるものとする。

また、津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等や避難指示が解除される前に市民等が自主的に判断し避難場所から津波災害警戒区域内の自宅等に戻ることがないように周知・徹底する。

さらに、必要に応じて、緊迫感のある口調で伝えるなど、避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法とする。

【参考】資料 16 防災行政無線広報文例

## 第7章 津波防災に関する教育・啓発

市は、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波発生メカニズム、津波に対する心得、避難方法等について、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育・啓発を継続的かつ計画的に実施又は推進する。

なお、東日本大震災においても、小・中学校における防災教育の充実が児童・生徒の安全のみならず、周りの人々の命を守ることに繋がったという事実があり、防災教育等の重要性が認識されていることから、更なる取組を推進し、日常的に児童・生徒の防災意識の向上を図る。

### (1) 手段

- ア マスメディアの活用…テレビ、ラジオ、新聞等
- イ 印刷物・DVD…パンフレット、広報誌、DVD等
- ウ インターネット…ホームページ、SNS等
- エ 講演・講話…危機管理課、消防局、地区防災拠点本部等
- オ 学習…学校等
- カ 掲示・表示…津波注意看板・誘導標識、電柱・カーブミラー等
- キ ふじさわ防災ナビ…小冊子、メールマガジン等

### (2) 内容

- ア 津波からの避難の心得
- イ 過去の津波被害記録
- ウ 津波発生メカニズム等
- エ ハザードマップ
- オ 津波避難計画、地域防災計画等の内容
- カ 日頃の備えの重要性
- キ 津波警報等の際のサイレン音

### (3) 啓発の場

- ア 家庭
- イ 学校
- ウ 地域（自治会・町内会、自主防災組織等）
- エ 企業（事業所等）
- オ 公共施設
- カ 各種イベント

## 第8章 津波対策訓練

津波対策訓練として、市が主体となる津波情報収集伝達訓練と、市民等が主体となり参加する避難訓練を実施する。市民等が主体となり参加する避難訓練については、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるようにするため、市は、多くの者が参加できるよう関係者に働きかけを行うものとする。

訓練の実施時期については、異なる季節や時間帯に設定し、様々な状況に応じて円滑な避難が可能となるようにする。

また、訓練の成果や反省点を踏まえて、市はこの計画を修正するものとし、また、自治会・町内会及び自主防災組織は地域ごとの津波避難計画を修正するものとする。

### (1) 津波情報収集伝達訓練

#### ア 実施体制

市及び防災関係機関が連携し実施する。

#### イ 参加者

市及び防災関係機関。

#### ウ 内容

初動体制や津波警報等、津波情報、避難指示等の収集・伝達手段の確認。

### (2) 避難訓練

#### ア 実施体制

住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防局、消防団、漁業・港湾関係者、観光施設・宿泊施設等の管理者、海水浴場関係者、釣具店、ボランティア組織等の参画を得て、片瀬地区、鵜沼地区及び辻堂地区において、地域を主体とした実施体制の確立を図る。

#### イ 参加者

地域住民のみならず、観光客、海岸利用者その他の滞在者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促す。

#### ウ 内容

##### ・津波情報等の収集

津波情報収集伝達訓練により伝達された周知情報の確認。

##### ・避難訓練

地域ごとの津波避難計画に基づき、実際に避難を行い、避難先及び津波避難経路を確認する。

##### ・検証

避難訓練後においては、避難先、津波避難経路、津波注意看板・避難標識、避難誘導方法等を検証し、地域ごとの津波避難計画を見直す。また、市は、地域ごとの津波避難計画の見直しの状況を踏まえ、この計画を見直す。

## 第9章 個別に対策する事項

### 1 観光客、海岸利用者等の避難対策

観光客、海岸利用者その他の滞在者については、次の点に留意し、避難対策を実施するものとする。

#### (1) 情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、津波フラッグ等の多様な手段を活用し、情報を伝達するとともに、観光協会、旅館組合、海水浴場組合その他の関係団体と連携し、観光客等への情報伝達体制の確保に努める。

#### (2) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設及び宿泊施設にあっては、原則として、その利用者等を避難させる必要がある。

津波からの避難が間に合わないような場合は、津波避難施設等に避難誘導する。このため、津波避難ビルに指定されている場合、その施設管理者は、周辺にいる者が施設内に避難してくることも想定するなど、施設ごとの津波避難計画の作成に努める。また、市は、これに対し必要な助言等を行うものとする。

#### (3) 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高いところで1m未満であることが予想されるが、海岸利用者（海水浴客や釣り客等）は、被害を受けるおそれがあるため海の中や海岸付近から避難する必要がある。このため、ラジオ等の携帯や、釣り客等にあっては救命胴衣の着用を心がけるなど、自らの命を守るための準備をするよう啓発する。

#### (4) 津波注意喚起の方法

市は、津波避難対策として、津波避難施設等、避難場所、標高等を記載した津波ハザードマップ等を周知し、観光客等に津波注意喚起を行う。

また、津波注意看板・誘導標識を設置することにより、避難先、津波避難路、標高等を周知し、円滑な避難を促す。

#### (5) イベント開催時の避難対策

花火大会その他のイベントの際は、多数の来場者が見込まれるため、市は、情報伝達や避難誘導について十分な対策を実施するよう主催者に対し要請するほか、関係機関と協力し、混乱発生の防止に努める。

### 2 江の島における避難対策

江の島においては、大規模地震発生時には孤立するおそれがあることから、江の島の住民のほか、年間約700万人の観光客や多くのマリナー愛好者が来島していることを踏まえ、地域住民、観光客及びマリナー愛好者の身体、生命及び財産の保護及び津波による被害を極限に抑えるための安全対策を推進する必要がある。

このため、湘南海上保安署及び藤沢警察署等関係機関、消防団等関係団体並びに地域住

民等で構成する江の島防災対策協議会は、次の対策を実施する。

(1) 江の島における関連情報の伝達方法、関係機関等の連携体制、避難計画等を定め、地域住民及び観光客等来島者の迅速かつ安全な避難を図るとともに、避難に必要な資機材の備蓄を進める。

(2) 湘南港における関連情報の伝達方法、関係機関等の連携体制、避難計画を定め、船舶交通の安全を確保するとともに、緊急物資受入港としての機能を確保する。

江の島防災対策協議会で議論し、まとめた「江の島の津波避難計画」は、江の島島内を8つの対象地域に分け、対象者と避難場所、収容可能人数、避難経路等を示したものである。(藤沢市地域防災計画資料編：資料 6-28「江の島津波避難マップ」、資料 6-29「江の島津波避難計画」)

島内の住民及び観光客は、江の島大橋が通行できないものと想定されているため、原則として島内避難としている。海上で逃げ遅れた人や高台への避難が困難な人は、湘南港港湾管理事務所(通称ヨットハウス)等の津波避難デッキに避難する。

### 3 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者については、次の点に留意し、避難対策を実施するものとする。

#### (1) 地域からの支援

避難行動に支援が必要な者にあっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉関係団体等との連携を図り、地域からの支援を受けられるようにしておくことが求められる。

#### (2) 避難経路の確認

日頃から津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、避難距離等を踏まえ、支援者と共に自らの避難経路を確認しておく。その際、無理をして地区ごとの津波避難計画に定められた避難先に避難するよりも、自宅や近隣のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられることに留意する。

#### (3) 情報伝達

情報収集に関して近隣者の支援が必要な避難行動要支援者に対しては、自治会・町内会及び自主防災組織等を中心とした地域内で情報伝達手段の確保を図っていく。

#### (4) 施設管理者等の避難対策

社会福祉施設等は、津波情報、避難指示、津波警報等の情報収集・伝達体制や避難誘導体制をあらかじめ定め、円滑かつ迅速な避難が可能となることを確保しておくことが望ましい。このため、これらの施設の所有者又は管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた施設ごとの津波避難計画の作成に努めることとする。また、市はこれに対し必要な助言等を行うものとする。

#### 4 要配慮者利用施設における避難対策

津波災害警戒区域内に立地し、かつ地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等（社会福祉施設、医療施設、学校等）は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられている。

避難確保計画を実行性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であり、作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者や家族も日頃から確認することができるよう、その概要などを共有スペースの掲示板などに掲載しておくことが有効である。

#### 5 防災関係機関の協力

##### (1) 藤沢警察署

藤沢警察署は、津波警報が発表されたとき又は津波災害の発生のおそれがある場合において、市長が避難の指示を行うことができないとき又は市長から要請があったとき若しくは危険が切迫していると警察官自らが認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行うほか、市が行う応急活動に協力して、津波広報、監視、警戒及び避難誘導にあたる。

##### (2) 湘南海上保安署

津波警報が発表されたとき又は津波災害発生のおそれがあるときは、巡視艇及び航空機等により沿岸地域の住民、磯釣り客及びサーファー等の海浜利用者等並びに船舶に対し避難の指示を行うほか、市が行う応急活動に協力して、情報の周知、監視、警戒、避難誘導にあたる。

#### 6 近地津波と遠地津波

震源が近地の場合（近地津波）は、津波警報等や避難指示の発表に先立って津波が来襲するおそれがある。このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難行動を開始する必要がある。

他方、震源が遠地の場合（遠地津波）は、揺れを感じなくても津波警報等が発表されることもあることに留意する。

#### 7 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の当面の配備体制等について

中央防災会議「防災対策実行会議」において設置された、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループでは、「現在の科学技術では大規模地震対策特別措置法が前提とする確度の高い地震予測はできない」とし、東海地震のみに着目した情報発表は行わないことになった。一方で、「南海トラフ巨大地震発生の可能性が相対的に高まっている」といった評価は可能であるため、現行の地震防災応急対策は改める必要

がある」等と報告している。本報告を受け、気象庁は平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとした。

南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象及びその対応については、地域防災計画各論 I 第 7 部第 4 章（時間差発生等における円滑な避難の確保等）のとおりとする。

## 第10章 総合的な津波対策の推進

この計画において避難先や津波避難路を定めることなどにより、市としては、関係部門が連携し、津波避難施設等の協定締結の推進、避難対象地域内にある公共施設における避難場所の確保、津波避難路沿いにある旧耐震基準で一定の高さを超える建築物の耐震化の促進、狭あい道路の解消、ブロック塀の安全確保、蓄光性のある避難誘導標識の導入などを始めとする総合的な津波対策を、藤沢市国土強靱化地域計画等を踏まえて、推進するものとする。

また、津波対策の推進には県や民間事業者との連携を図るとともに、液状化対策など検討の必要がある課題についても留意する。